

館山市通所型介護予防事業（ナイスミドルレッスン） 集団プログラム
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、生活機能の低下により要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を対象に、介護状態となることを予防し、心身機能や生活機能の維持・向上を図り、自立した生活を送ることができることを目的とする。

高齢化が急速化する館山市では、自宅に帰っても介護予防への取り組みを継続できるよう仲間作りも支援していく仕組みが求められているため、適切なプログラムの企画及び会場の確保並びに円滑な事業運営を行う能力を有する委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する。

2 委託業務名

館山市通所型介護予防事業（ナイスミドルレッスン） 集団プログラム業務

3 業務内容

「平成26年度館山市通所型介護予防事業（ナイスミドルレッスン） 集団プログラム業務委託仕様書」のとおり

4 契約上限額

648,000円（消費税込み）

5 参加資格

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （2） 企画提案書の提出期限において、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- （4） 法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- （5） 館山市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に定める暴力団密接関係者に該当しない者及び利益供与の禁止に反しない者であること。
- （6） 介護保険法の趣旨を理解し、介護予防事業についての企画・実施能力を有する事。
- （7） 業務委託後における連絡調整及び事業を安定的に行うことができる体制が整えられること。また、緊急時において直ちに対応できる体制が整えられること。

6 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出方法については、下記のとおりとする。

(1) 期間

平成26年10月31日（金）～平成26年11月17日（月）午後5時必着

(2) 提出書類

申し込みにあたっては、以下の書類を作成し、期限までに持参により提出すること（郵送不可）。

なお、④～⑥については、8部（正本1部、副本7部）を作成し提出すること。

① 公募型プロポーザル参加申請書（様式第1号）

② 法人登記事項証明書

③ 決算書等

（ア）直近1年間の決算書類（平成25年度分、事業者既定様式）

（イ）納税証明書（法人 その3の3）

（ウ）館山市税の完納証明書

④ 事業者の概要（様式任意）

（ア）会社概要（経歴及び実績がわかるもの、パンフレット等でも可）

（イ）現在運営している事業に関する資料

⑤ 企画提案書（A4版、様式任意）

下記の内容を踏まえて作成すること。

（ア）事業運営方針：集団プログラムに関し最も重要と考えること

（イ）実施体制：会場・従事者、市や包括支援センターとの情報共有について

（ウ）本事業に従事する者の資格・経歴等

（エ）プログラムの内容：実施する具体的な内容（配付資料があれば添付）

（オ）リスク管理体制とその方法

（安全管理マニュアル及び緊急時対応マニュアルを添付）

（カ）個人情報の取り扱いについて

⑥ 見積書及び見積内訳書（様式任意、事業全体に関するもの）

(3) 提出場所 館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係

7 質疑について

本企画提案の内容に関する質疑の受付については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間 平成26年10月31日（金）～平成26年11月10日（月）正午必着

(2) 提出方法 FAXまたは電子メール（様式任意）

(3) 提出場所 館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係

8 応募の取下げ及び辞退

応募を取下げあるいは辞退する場合には、取下げあるいは辞退届（様式任意）にその理由を明記し、提出するものとする。

9 応募資格決定通知書の交付

応募資格決定通知は、平成26年11月19日（水）に交付するとともに、企画提案説明会実施日時等を合わせて通知する。ただし、本通知後資格要件を満たしていないことが判明した場合には、企画提案説明会に参加することができない。

10 事業実施者の選定について

館山市通所型介護予防事業実施事業者審査委員会設置要綱に基づき設置する審査委員会において、企画提案書等の提出書類の審査及び事業者のプレゼンテーション（非公開）を実施し、別途定める評価基準に基づき審査し、総合的に高い評価を受けた1事業者を選定する。

選定にあたってはプロポーザルの内容を重視し、最低価格の提示が契約条件となるものではない。

11 企画提案説明会について

(1) 開催日

平成26年11月26日（水）※開始時間等詳細は別途通知する。

(2) 開催場所

館山市役所 本館2階会議室

(3) プレゼンテーション時間

説明20分程度、質疑応答10分程度とする。

(4) 機材等の準備

プレゼンテーションに使用するための機材等については、市と協議の上、原則として各自で用意すること。

12 選定結果

企画提案書及びプレゼンテーションの内容の審査を基に評価し、本業務の内容に最も適すると認められるものを事業実施者として選定する。なお、選定結果は、平成26年11月28日（金）以降に通知する。

1.3 評価基準

下記の項目に基づき、提案評価点及び価格評価点による総合評価点で判定する。

①選定委員の採点を合計し、平均点（小数点第2位を四捨五入）により決定する。ただし、平均点が60点に満たない場合は、事業実施者に選定しない。

②平均点と同点だった場合には、提案評価点の最も高いものに決定する。それでも決定できない場合は、選定委員の多数決により決定する。

評価項目		評価の視点	配点
提案 評価 点	適合性	介護予防事業の法的根拠や事業の特性、仕様書を理解しているか	10
		二次予防事業の運動プログラムとして効果的な内容か	10
	創意工夫	利用者が意欲的に取り組み、教室終了後も引き続き取り組めるような工夫があるか	10
		特色ある内容が盛り込まれているか	10
	事業実施体制	業務推進体制、人員の構成・配置（担当者の専門性、資格等、人数等）は適切か	5
		利用者の利便性を考慮した、適切な会場を設定しているか	5
	管理体制	個人情報の保護に対する体制は十分か	5
		安全対策は適切か	5
		損害賠償に対する責任能力はあるか	5
	連絡・協力体制	市との連絡・協力体制はどうか	5
	運営実績・経験	事業を実施するための実績や経験はどうか	10
	プレゼンテーション力	当該業務に対する意欲、説明力、実現性、質疑応答の的確性はどうか	10
○提案評価点の合計			90
○見積価格の評価点：内容に合う提案見積額として妥当か			10
総合評価点＝提案評価点＋見積価格の評価点			100

1 4 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案者の負担とする。
- (3) 受付期間を過ぎた場合や必要書類が整っていない場合には、受付しない。
- (4) 提出後の書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (5) 選定結果に対する異議申立ては認めない。

<問い合わせ・提出先>

館山市健康福祉部高齢者福祉課高齢者福祉係

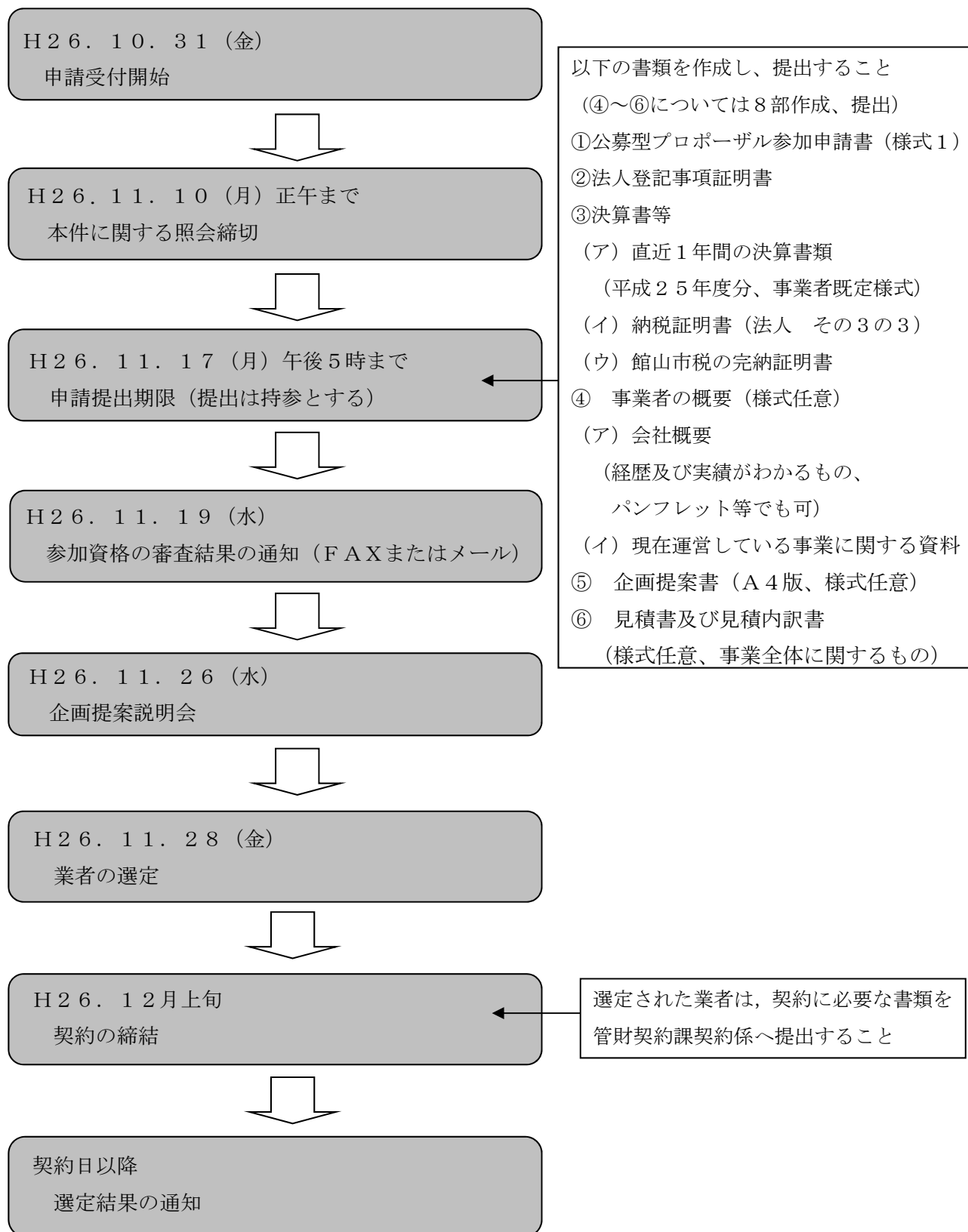
〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

TEL : 0470-22-3487

FAX : 0470-23-3115

E-mail : kourei@city.tateyama.chiba.jp

《公募から契約までの流れ》 ※詳細は高齢者福祉課高齢者福祉係へ問い合わせること。



注：それぞれの日程は予定であり、変更することもある。